

第2回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和2年7月29日（水）14時59分～15時51分

2 場 所 青森第二合同庁舎1階 共用会議室

3 出席者

【委 員】 公 益 委 員 石岡委員、佐藤委員、森委員、熊井委員、飛鳥委員

労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、小枝委員、黒滝委員、野坂委員

使用者委員 小笠原委員、田中委員、三上委員、齋藤委員

【事務局】 請園局長、細田労働基準部長、吉田賃金室長、成田賃金係長
長尾厚生労働事務官

4 開 会

賃金係長 定刻より少し早いですけれども、ただ今から第2回青森地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、平野委員が都合により欠席されておりますが定足数に達しておりますので、その旨、ご報告いたします。

また本日の審議会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行いましたところ、3名の方から傍聴申込がなされ、本日傍聴されていることを報告いたします。

5 局長挨拶

賃金係長 それでは、請園青森労働局長よりご挨拶を申し上げます。

局 長 請園でございます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より労働行政に対しまして、お力添えいただいているところであり、この場をお借りして感謝申し上げます。

青森県内では、新型コロナウイルス感染症に対しまして、感染防止の観点では一定の収束が図られたようでございますけれども、経済活動、企業経営の面ではまだまだ岐路についた段階であるというふうにとわくしどもとしては考えております。

厚生労働省本省のほうで、毎週発表しております新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報を毎週火曜日に発表しておりますけれども、7月22日現在集計分として、青森県内では雇用調整の可能性のある事業所数が1204社で、6月26日、前回審議会の時にご説明した時と比較しますと217社増えているという状況です。

解雇等見込労働者数が866人ということで、これも同じ形で比較しますと464人の増加だという状況となっておりまして、青森県内におきましてもなかなか今後予断を許さないという状況ではないのかと考えております。

皆様方におかれましては、それぞれの立場でご苦勞、ご心勞があらうかと思っております。わたくしども、青森労働局といたしましても雇用調整助成金をはじめとします各種助成金の活用等によりまして、今後とも雇用の維持を要請、お願いして参りたいと思っております。

それにつきましても、皆様方のご協力をぜひお願いしたいと思っております。

さて、新聞紙上等ですすでにご存じだと思いますけれども、7月22日付で中央最低賃金審議会の会長から厚生労働大臣に対しまして、「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について」という答申が出されております。本日の審議会では、その内容の伝達をさせていただくこととしております。

具体的には、後ほど説明させますけれども、答申のポイントとしては、「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し、意見の一致をみるに至らなかった。地方最低賃金審議会において、公益委員の見解を十分に参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。」というふうな答申のポイントとなっております。

また、目安小委員会の公益委員見解、この答申の中でも触れられておりますけれども、この公益委員見解としましては、ぜひご確認いただきたい部分についてご紹介させていただきます。

令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業、小規模事業所がおかれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも、雇用の維持が最優先であることを等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望するというふうな公益委員見解がまとめられております。

委員の皆様方におかれましては、青森県におけます雇用経済情勢の実態を、実情を踏まえつつ、今、紹介しましたような答申ならびに公益委員見解の趣旨、意向を加味しながらの改定に向けた活発な審議をぜひお願いしたいと思います。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

賃金係長 以後の議事進行につきましては、石岡会長によりしくお願いいたします。

石岡会長 はい。それでは、よろしくお願いいたします。
まず最初に、議事録署名者を指名することといたします。
労働者代表委員からは赤間委員、使用者代表委員からは小笠原委員に
お願いしたいと思います。

(両委員から、了承の声)

6 議 事

(1) 中央最低賃金審議会における目安の伝達について

石岡会長 今日の議事ですけれども、議題の1は、事務局でもお話しされましたけれども、中央最低賃金審議会における目安の伝達です。まず、目安の伝達を事務局からお願いいたします。

賃金室長 はい。労働局賃金室の吉田でございます。本日もよろしくお願いいたします。
目安の伝達につきまして、目安答申文を用意させていただきました。資料の
ほうの綴ってある中の薄めのものですね。

別添資料「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について」(答申)とい
うのをご覧くださいと思います。

局長挨拶にもございましたが、答申の要点を読み上げて目安の伝達というこ
とにさせていただきます。

7月22日に、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に答申が行われました。

本文の記の部分を、読み上げさせていただきます。

1、令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意
見の一致をみるに至らなかった。

2、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益
委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審
議会に提示するものとする。

3、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、
同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、
自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性に
ついては労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含

めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。

5、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

となっております。

続きまして、2ページの別紙1でございますが、1の部分が結論部分ということでございます。読み上げさせていただきます。

令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

となっております。

で、続きまして経緯的なところとして、2のところも引き続き読み上げます。

(1)といたしまして、

目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

①感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、

②他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、

③雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で1倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、

④賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目GDP成長率も大幅に下落していること、

⑤令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、

⑥世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

となっております。

続きまして、(2)でございますが、ここでは生活保護水準のところですが、今年も生活保護水準と最低賃金の比較では、乖離が生じていないということが確認された、とされております。

で、来年度の審議について(3)でございます。

来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適当とされております。

(4)につきましては、昨年と同じです。

最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。とされております。

続きまして、4ページでございますが、これが小委員会報告でございます。2に労働者側の見解、3に使用者側の見解がございます。2の労働者側見解の一番最後、5ページになりますが、下2行ですね。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた公

益委員見解については、不満の意を表明した、ということとなっております。

めぐりまして、4です。結論としては、本小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。ということになります。

最後、5ですが、2行目、「加えて」というところからです。

新型コロナウイルス感染症による経済・雇用・労働者の生活への影響等に配慮した上で、諸般の事情を総合的に勘案し、下記1、これは先ほど読ませていただいた部分のとおり公益委員の見解を取りまとめたということになってございます。

目安の伝達につきましては、以上でございます。

石岡会長 はい、何かご質問等はございませんか。
労働者側もよろしいですか。
他に何か意見とかはございませんか。現時点で、なにかあれば。

石岡会長 現時点で、この中賃の目安の伝達に関しまして、意見等はございませんか。

(委員の間より、発言なし)

(2) 資料の説明

石岡会長 はい。それでは、議事のほうの(1)はこの程度といたしまして。
では、(2)その他ということで、何か事務局のほうから、なにかございませんか。

賃金室長 はい。お渡ししている資料についてご説明をさせていただきたいと思います。
最低賃金法第9条第2項におきまして、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とされており、最低賃金決定基準である、この3要素それぞれに対応した形で、全国や県内の情勢についての各種統計を資料としてご用意させていただいたものでございます。
先週、22日の第1回専門部会での配付資料とかなり重複しているところもあるわけですが、例年、皆様がお揃いになる、この第2回の本審において一括して再度提出しておりますので、本年もそのように準備をさせていただきました。
一応、大きく三冊ほどございます。
まず、会議次第がついております資料をご覧ください。資料目次がございすけれども、まず最初にございます生活保護の部分でございす。まためぐりまして、資料1でございす。

生活保護の保護費の最新のデータであります平成30年度のデータの比較してございます。1頁が結果になりますが、生活保護の月額が94,811円、一方、最低賃金の月額が108,332円ということで、月額にいたしますと13,521円、時間額にいたしますと96円、最低賃金が上回っているということでございます。また、昨年度は青森県におきまして、28円の最低賃金の引上げがございましたので、現時点では、124円、時間額にして、最低賃金のほうが上回っているということになってございます。

次に、7ページ、この資料の7ページですね。資料4をご覧くださいと思います。平成22年度からの青森県最低賃金の未満率、影響率のデータでございます。下に図がございすけれども、横軸が賃金額、縦軸が人数ということで、山になったようなグラフがございす。

「未満率」というのは、要は改正前の最低賃金額を下回っている労働者の割合、最低賃金法違反の労働者の割合ということでございます。

「影響率」というのは、その時の最低賃金が今度改正された時に、実際に影響を受ける、要は最賃未満になってしまう方の割合ということですね。最低賃金を改正した後に、最低賃金を下回ることになる労働者の割合。この人は、最賃の改定にあわせて、賃金を改定しないとだめな人の割合ということでございます。

令和元年度の未満率が1.3%になっております。

また、影響率。令和元年度の影響率14.2%でございす。

これは、当時の最低賃金額の762円から790円に、28円に引き上げられた時に影響を受ける労働者の割合ということになります。

賃金室長

以下は、各種統計資料ということでございますので、後をご覧くださいければと思います。

また、今年は資料番号18といたしまして、青森県の新型コロナウイルス感染症感染動向、A3のものです。

あとは、28ページからは、青森県が行っております青森県景気ウォッチャー調査の特別調査、4月調査でございすが、「新型コロナウイルス感染症による県内の景気への影響に関する調査について」というものもつけております。

1枚めくりまして、29ページでございすが、これを見ますと「非常に」、または「どちらかといえば」影響があった、と回答したところが87.9%、これ4月の段階ですけれども、ということになっております。

続きまして、別冊資料1の「令和2年度最低賃金基礎調査結果」をご覧ください。別冊資料1でございす。

はじめにですね、この基礎調査につきましては、今年度の分につきましては、現在も集計中ということでございまして、本日お示しした資料につきましては、暫定版と記載させていただきましたとおり、今の最新の集計状況ということでございます。最終的な確定版につきましては、次回の専門部会、3日の専門部会でお示ししたいと。業者から最後のデータが来るのが31日の夕方なので、それから作業して、これを作るということになりますので、なんとか3日の午前中くらいまでには、それをして午後にお出しできればというふうに考えておりますのでご了承いただきたいと思います。ですから、これからご説明させていただく、この資料の数字というのは最終的には動く可能性がございますが、ほとんどの数字は入っておりますので、もう残り、少しだけ加えるということなんで、そんなに大きくは動かないというふうには考えてございます。

めくると、目次がございます。まず2ページをご覧ください。今、集計している数でございます。業種ごとでございますが、基礎調査の集計数ということで事業場数が544。これは、地域別最低賃金の対象業種になりますが、事業所数が544、労働者数が4,022と。これが、集計してセンサスに近くなるようにですね、復元をしたというのがこの資料でございます。で、今の状況でですね、最終版だと、この4,022人にプラス100人くらい増える予定でございます。まあ、四千百ちょっとと4,022ということなんで、そんなにこれから数字は動かないんだというふうに考えているところでございます。

で、4ページをご覧いただきたいと思います。これが、今年度の最低賃金引上げの試算表の暫定版になります。左上に未満率がございまして、今年の、今の状況ですが、基礎調査結果による未満率は、1.8%ということになっております。先ほどご覧いただいた、元年の未満率は1.3%でございましたので、少し高くなったということでございます。

続いて、右側を見ていただきますと、影響率等が記載されております。今、ご存じのとおり最低賃金790円ですが、791円に1円引き上げになりますと、影響率は11.0%だということになっております。また、そこから見ていくと、801円のところで急に数字が跳ねて、12.5から18.8ということで、6.3ポイント上がっております。800円から801円になるとですね、急に影響率が上がるということで、800円のところでですね、かなりの労働者がいらっしゃるということだということになってございます。

以下、全産業、それと産業ごとの総括表等がついてございます。

6ページをご覧いただきたいと思います。今、見ていただいた4ペー

ジのもとになった表がこれということでございます。一番左に時間当たり所定賃金額、その右にある、合計の下のところにある数字が、対応する賃金額以下の賃金の労働者数ということで、いわゆる累計の数になってございます。例えば、現在の最低賃金の額であります790円のところをご覧くださいますと、労働者数が16,902人ということで、これは、790円以下の労働者が16,902人いたということです。ここの一番上の合計のところに、153,106人ございますので、要はこれの割合が下にある括弧付になっております11.0%ということになるわけでございます。なお、790円ぴったりの労働者数というは、この16,902人から、その上の段の数字、789円以下の労働者が2,789人いらっしゃるということです、これを引き算すると14,113という数字。これが790円ぴったりの労働者数ということになります。最賃額が改定をされ、例えば1円上がりますと、この790円のところの16,902人に影響があるということです、先ほど見ていただいた試算表の11.0%という影響率は、この下の11.0という数字になります。ですから、試算表の数字とここの数字は、1円ずれがあるということです。数字の羅列なので、他はちょっと省略させていただきます。

続きまして、「別冊資料2」でございます。

これは、中賃の目安小員会での配布資料になります。第2回のもので第3回のもので載せてございます。第1回の資料につきましては、7月3日にお渡ししておりますので、省略をしております

これも先ほど申し上げた最低賃金決定の3要素に関する、これはどちらかというと全国的な資料が入っているということでございます。

この資料ナンバー1。改定状況調査のところでございますが、6ページと7ページ。これに、いわゆる第4表という賃金上昇率の数字がございまして、6ページみていただきますと、一番左の産業計というところで、ランク別になっておりますが、Dランクを見ていただきますと、賃金上昇率は、0.9%。横に去年の数字が1.9%となっておりますので、だいたい半分くらいにちょっと上昇率が下がったということです。ただ、全ランク下がったわけではなくてですね、上がったランクもございまして、トータルといたしましては、計のところの1.2%の上昇ということで、前年1.3と比べて、微減ということになってございます。

また今度、11ページをご覧くださいますと、先ほど青森県の数字を申し上げましたが、全国の生活保護と最低賃金の比較でございます。次の12ページからの表になりますけれども、一目見てわかりますとおり、全都道府県におきまして、最低賃金のほうが生活保護費を上回

っているということでございます。

次に15ページ。資料ナンバー3でございますが、全国が目安ランクごとの未満率、影響率の推移でございます。ご覧いただければわかりますが、未満率というのは、そんなに、まあ、増えたり減ったりというところでございますが、影響率につきましては、近年ですね、最低賃金がかかなり大きく上がっているということからかもしれませんが、影響率がかかなり高くなっているということでございます。10年前と比較しますと、もう明らかに高くなっているということでございます。

次のページには、昨年度の都道府県ごとの未満率と影響率のグラフが載っております。16ページが最低賃金の基礎調査をもとにしたグラフと、17ページが賃金構造基本統計調査をもとにしたグラフでございます。全国平均のところを見ますと、基礎調査をもとにした全国平均の影響率が16.3%。一方、賃金構造基本統計調査をもとにした全国平均の影響率は6.0%ということで、基礎調査のほうが高いと。これは、すべての都道府県で高いということでございます。これは、基礎調査のほうが調査の対象事業所が絞られているということが原因でございます。基礎調査の調査対象は、賃構の調査と比べまして、賃金の低い労働者が多いと考えられる業種、規模に絞られているということでございます。で、この16ページのグラフをもう一度ご覧いただきたいのですが、これ、一番左が東京で、一番右が沖縄ですが、これはランク別に、ようは指標別になっております。で、福島から右がいわゆるDランクの県ということでございます。青森県は、14.2%でDランク中では、宮崎、岩手に次いで影響率が高くなっているということでございます。

次に一枚めくりまして19ページからは、「賃金分布に関する資料」でございます。これは昨年、令和元年度の賃金構造基本統計調査の時点の賃金分布を示しているものでございます。

最初に、全労働者、次に一般労働者、三つ目に短時間労働者ということで、この資料4の下に大きく数字が振ってあるところの27ページ、通しのページでいきますと、46ページになりますが、ここから短時間労働者のグラフになります。これも指標順になっておりますので、最初に東京があつて、最後に沖縄があるわけでございます。

始めに、この27ページの東京をご覧いただきますと、当時の最低賃金が985円。で、賃金のピークがちょっと右側。たぶん、1,000円だと思えますけれども、1,000円のところにピークがあると。で、他のAランクのところ見てもですね、だいたい最低賃金額よりちょっと高く、かつ、きりのいい額のところにピークが来ているということでございます。

で、この短時間労働者の青森県を見ますと 39 ページになります。39 ページの左上が青森県でございますが、当時の最低賃金の額である 762 円のところにピークがあるということでございます。

D ランクは、36 ページの福島からが D ランクなんですけれども、D ランクの中で青森同様、最賃額に、一番この労働者数が多くなっているのは、青森のほか、36 ページの福島、それと 38 ページの岩手と鹿児島と、39 ページの秋田でございます。他は D ランクでもですね、最賃額よりもうちょっと高いところに一番ピークがあるということです。で、先ほど言った青森のほかの 4 県ですけれども、ちょっとやっぱり違ってですね、例えば、青森と隣の秋田を見ていただければ確かに 762 円と最賃額にピークがあるんですけれども、秋田を見るとですね、800 円でのもだいたい迫ってるぐらい同じ労働者数がいるということでございます。それに比べて青森はですね、762 円が 6,000 人ちょっとですか、6,100 人とか 200 人くらい。で、次のピークである 800 円は、今度 4,000 人ちょっと切る感じ。ということ、かなりこの二つ目の山との差が大きいということで、ちょっと残念ながら、最低賃金に張り付いている労働者が他県に比べてちょっと多いんじゃないかという状況。最賃ぴったりの労働者がほかの県に比べると際立って多いのかなという状況でございます。

次に 59 ページからの最新の経済指標についてはちょっと説明を省略させていただきます。

で、今年はですね、資料 6 といたしまして、107 ページ以降ですが、新型コロナウイルス感染症関係資料ということで、感染症の発生状況であるとか、経済・雇用指標、さらに、政府の対策と実施状況という資料がついてございます。

あと、参考資料といたしまして、目安小委員会の委員からの追加要望資料もついてございます。後でご覧いただければというふうに思います。

で、最後にですね、新聞記事が 2 枚ございます。これは、青森県と青森市がやっている宿泊割引キャンペーンの販売状況ということで、こういうのを使って少しでも経済が回ることを期待して、こういうのが始まったよということで、かなりご利用もあってですね、完売とかですね、抽選という状況になっているというところをちょっと資料としてつけさせていただいたということでございます。

資料の説明は以上でございます。

石岡会長

ただ今のご説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

赤間委員 前聞いたときに、あの、青森の宿泊キャンペーン。ちょっと、今日の現時点での売れ行きというか、稼働率というか、分かれば教えてほしいというような質問をしたんですけれども。で、それは分からない。

賃金室長 そうですね。それはちょっと分からなかったです。申し訳ないです。

石岡会長 他にご意見等はございませんか。何かございませんか。

赤間委員 公租公課の数値なんですけど、去年の762円に対しての数値が0.818。これは、来年にならないと当然新しいのって、暫定でも分からないですね。

賃金室長 そうです。これは毎年、ちょっと数字が変わりますので。

赤間委員 去年もちょっと質問させていただいて、もう10年くらいで大幅に0.4、5かな。12年位前には0.864あたりだったのが、もうバンバン税金が上がって上がって行って、一日分くらいの賃金が税金に消えてるっていうふうに去年も言わせていただいたんですけど。今年も0.818。まあ、来年度も多分また上がっていくんだと思うんだけど。これはやっぱり来年にならないとまだ。

賃金室長 そうです。

赤間委員 はい、分かりました。

石岡会長 ほかに何かご意見とかよろしいでしょうか。

（委員の間から、「特になし」の声）

（３）その他

石岡会長 では、その他の議題といたしまして、ほかに事務局から何かありましたか。

賃金室長 はい。資料とは別にですね、お手元に2枚のペーパーがございます。産別最賃の審議日程についてということでございます。机上にホチキス止め2枚、審議日程を配布させていただいております。1枚目は、今やっている県の最低賃金の日程でございまして、2枚目が産別の最低賃金の審議日程の案でございます。

産業別最低賃金の審議日程につきましては、毎年12月21日の指定発効ということになっておりますので、この前ですね、委員の皆様からいただきました9月・10月の日程確認表をもとに作成をさせていただきました。

来週8月7日の第3回の本審議会におきまして、改正の必要性の有無について諮問をさせていただきます、その後、検討小委員会を2回開催させていただきます、14日には必要性の有無につきまして答申をいただきたいというふうに考えてございます。

その後、各産業別の専門部会を開催して、10月13日に答申をいただくという案になっております。

この表に従って説明をさせていただきます。7日に本審で、必要性の諮問、検討小委員会は、9月の11日と14日に開催をする予定でございます。11日が各種商品小売業と自動車について意見聴取。で、14日につきましては、鉄鋼業と電気機械器具製造業の意見聴取をさせていただきます予定でございます。

14日の検討小委員会終了後に、本審を行いまして、この4業種の必要性の有無を審議いただきまして答申をいただきたいということでございます。ここで、必要性ありということになりますと、今度は金額の改正の諮問をさせていただくという段取りになってございます。で、これは改正の諮問があったことを念頭に次からにはなっておりますが、4業種の専門部会を、今度は設置をさせていただきます、それぞれの部会で審議をいただくということでございます。

まず、9月28日に鉄鋼業。29日。これは、ダブルヘッダーになっておりまして、午前が各種商品小売業。午後が自動車ということでございます。この2回については、場所もここになってございます。で、最後に10月5日の13時半から電気機械器具製造業の専門部会ということになっております。1回で決まればいいんですけど、1回でどうしても決まらないことになると、10月6日の15時から予備を設けてございますので、ここでご審議をいただくことになります。で、10月の13日に本審を開催させていただき、専門部会報告の審議をしていただいて、産別最賃の改正の答申をいただく予定とさせていただきます。

この答申は、同日、公示をいたしまして異議の申立てを受けるわけですが、異議が出た場合につきましては、10月30日の13時半から異議申出に関して諮問、あと審議をして答申ということでございます。異議の申出がない場合には、10月30日の第7回本審は開催をされないと。ご存じの通り、いままでこの第7回の本審は、現実的には開催されたことはございませんが、異議があれば開催するということで

ございます。その後、官報公示等の手続をいたしまして、例年通り 12 月 21 日に指定発効という予定とさせていただいております。

さらに、3 月ですが、これは来年度の話ですが、産別の改正意向の表明をしていただいて、本審をするということになってございます。

以上が、産別最賃の審議日程の案でございます。

昨年とは順番が変わったり、あるいは、一日で二つの業種をやるとか、ということで、ちょっと変更等もございますけれども、よろしくお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

石岡会長

はい。この日程案のとおり、審議会としてもこの通りであるということをご確認させていただいてよろしいでしょうか。

よろしいですかね。

（ 委員から、了承の声 ）

石岡会長

では、今日予定していた議題はこの程度でございますけれども、いよいよ、来週 3 日の専門部会から金額審議に入ることになります。産別も含めて、専門部会における金額審議につきましては非公開というふうにさせていただき、緊張感を持ちながら、適正に審議をしていきたいとおもっております。

また、8 月 3 日からの金額審議にあたりましては、労使双方から今年度の最低賃金改定の基本的な考え方というものを伺いたいと。文書をご用意いただきまして、お伺いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから、その他に何か、特にご意見・ご確認されたいという方はいらっしゃいませんか。

よろしいでしょうか。

（ 委員の間から、「特になし」 ）

7 閉 会

石岡会長

それでは、来週から熱い審議を労使双方でご協力いただき金額審議ができるようにご協力をお願いしたいと思っております。

それでは本日の審議会はこれをもって終了といたします。

どうもご苦労様でした。